

明戸学校支援地域本部規約

制 定	平成20年	6月	5日
改 定	平成20年	8月	4日
改 定	平成21年	4月14日	
改 定	平成22年	8月	4日
改 定	平成23年	5月24日	
改 定	平成24年	5月16日	

総 則

この明戸学校支援地域本部規約は、教育基本法第3条、第13条等に基づき、支援地域本部を設置し明戸小学校児童、明戸中学校生徒の学習活動、安全確保、学校の環境整備等について協力・支援を行う保護者・ボランティアによる組織活動を運営していくためのものである。

目 的

第1条 上記総則に従い、児童、生徒の健全育成のために必要な事項を学校からの要請に基づき速やか且つ円滑に推進することを目的とする。
なお、その目的を達成するために、学校と常に綿密な連絡調整を行い、活動に支障を来さないようにする。

名 称

第2条 この組織の名称は明戸学校支援地域本部と称する。

適用範囲

第3条 この規則の適用は、この規則に基づく組織運営に係わるすべての事項に適用する。
但し、この規約に定めのない事項については本部委員会で決定をする。

事務所

第4条 学校支援地域本部は、明戸小学校および明戸中学校の校内に事務所を置く。

組 織

第5条 この組織は当該地域のPTA関係者、学校代表者、学識経験者、学校支援協力者をもって組織する。